

マイナ保険証がなくても保険診療を受けられます

問 [碧南市国民健康保険] 国保年金課国保係 ☎ 95-9891

[愛知県後期高齢者医療保険] 国保年金課医療係 ☎ 95-9892

[会社の健康保険など] 勤務先や加入している健康保険の保険者

▼12月2日以降は保険証の新規発行（紛失などによる再交付を含む）ができなくなります

2024年12月2日(月)の時点で手元にある有効な保険証は、12月2日(月)以降、最長1年間使用できます。有効期限が2025年12月1日(月)より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者が変更となる場合は、その事実発生日までが有効期限です。なお、碧南市国民健康保険と愛知県後期高齢者医療保険の有効期限は、原則として2025年7月31日(木)です（個別の事情により有効期限が異なる）。

▼保険証の有効期限後の取り扱い

●碧南市国民健康保険に加入している人

2024年12月2日(月)以降、碧南市国民健康保険に新たに加入する場合や記載事項が変更になる場合などは、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）の有無により以下の書類を交付します。また、保険証に記載の有効期限より前に以下のいずれかの書類を郵送します（申請不要）。

	交付するもの	使用目的	使用方法
マイナ保険証 有り	資格情報のお知らせ	・自身の被保険者資格などを簡易に把握するため ・カードリーダーが使えない医療機関を受診するときなどに使用	カードリーダーが使えない医療機関を受診するときマイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可
マイナ保険証 無し	資格確認書	マイナ保険証を持っていない人が医療機関を受診するとき使用	医療機関に提示

●愛知県後期高齢者医療保険に加入している人

2025年7月31日(木)までは、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。8月1日(金)以降はマイナ保険証の有無により資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付します。

●会社の健康保険などに加入している人

勤めている会社や加入している健康保険の保険者などに確認してください。

▼注意事項

- ・高齢者や障害者などのマイナ保険証での受診が困難だと思われる人は、マイナ保険証の登録している場合でも申請により資格確認書を交付します。
- ・保険証の廃止後も各健康保険の加入や脱退、変更の手続きは、マイナ保険証の登録をしている人も必要です。
- ・マイナ保険証を使っている場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限切れに注意してください。
- ・マイナ保険証の登録をした人でも、希望によりマイナ保険証の登録解除の申請ができます。

▼マイナンバーカードの保険証利用の登録

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をしていない人は、右記の準備をお願いします。



STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請
- ④ 市役所市民課で申請

STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う
- ④ 市役所国保年金課の窓口で行う

▼マイナンバーカードを使うメリット

- ・医療機関などが、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも出来ます。
- ・限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできます。また、マイナポータルで特定健診情報などの閲覧が可能です。

◆マイナ保険証全般に関する問い合わせは国のマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へ

平日…9時30分～20時 土・日曜日、祝日…9時30分～17時30分